

第10号様式記載要領

- この明細書は、2以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)、第6号の2様式又は第6号の3様式(法第72条の48第2項ただし書又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。)、第6号の3様式(その2)(法第72条の48第2項ただし書又は令和2年旧法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。))若しくは第6号の3様式(その3)(法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。))の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事に対しては、写し1通を添付すること。
- 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)、第6号の2様式又は第6号の3様式、第6号の3様式(その2)若しくは第6号の3様式(その3)の申告書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 「

事業税	{	第1号	に掲げる事業
		第2号	
		第3号	
		第4号	

」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲んで表示すること。
- 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載すること。
- 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載すること。
- 通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人(法第53条第3項(令和2年改正法附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。))、第8項、第13項、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。)が第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。
- 連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び連結法人であった法人(令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法第53条第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。)が第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の3の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- 道府県内に恒久的施設を有する外国法人が第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の2の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。

- 9 「事務所又は事業所」の欄は、同一道府県内に所在する事務所又は事業所ごとにその名称と所在地の市町村名を記載し、「分割基準」の欄は、当該事務所又は事業所ごとに記載するほか同一道府県ごとにその小計を付すること。
- 10 事業税の「分割基準（単位＝）」の欄の括弧内には、適用する分割基準の種類に応じた単位を記載し、事務所又は事業所ごとに記載する「分割基準」の各欄の上段の括弧内には、第72条の48第4項第1号ただし書に規定する事業所等（以下この記載要領において「工場である事業所等」という。）について、同号ただし書の規定を適用する前の当該工場である事業所等の従業者数を記載すること。
- 11 事業税の分割基準について、事務所若しくは事業所の固定資産の価額に1,000円未満の端数があるとき、軌道の単線換算キロメートル数にキロメートル未満の端数があるとき、又は電線路の電力の容量に千キロワット未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 12 事業税の「分割課税標準額」及び道府県民税の「分割課税標準額」の各欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。また、電気供給業若しくは製造業、電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業若しくは軌道事業以外の事業の分割課税標準額を計算するため課税標準額を二分した金額又は鉄道事業若しくは軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う法人の分割課税標準額を計算するため課税標準額をそれぞれの事業に係る売上金額により按分した金額について1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときについても同様であること。
- 13 事業税の「分割課税標準額」の各欄は、事業税の「課税標準の総額」の各欄（⑨の欄を除く。）の金額を事業税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの分割課税標準額に事業税の「分割基準」の欄の道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載し、道府県民税の「分割課税標準額⑫」の欄は、道府県民税の「課税標準の総額」の「差引計⑤」の欄の金額を道府県民税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に道府県民税の「分割基準」の欄の道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、1単位当たり又は1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総額のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。